

# マネージ<sup>®</sup>DF

■種類名：イミベンコナゾール水和剤  
 ■有効成分：イミベンコナゾール-----30.0%  
 ■PRTR法指定物質：ドデシル硫酸ナトリウム [第1種] -----1.8%

■登録番号：第19454号  
 ■毒性：普通物(毒劇物に該当しないものを指している通称)  
 ■登録初年：1996.12.09  
 ■性状：淡褐色水和性細粒  
 ■有効年限：3年  
 ■包装：100g×100袋

## 【特長】

- マネージ剤を独自の製剤技術でドライフロアブル化。
- ドライフロアブル化により薬液調製時の粉立ちが少なく取り扱いが容易。

## 【適用内容】(2014年10月末日現在)

作物名	適用病害名	希釈倍数(倍)	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	イミベンコナゾールを含む農薬の総使用回数		
りんご	黒星病、赤星病 うどんこ病	4000～ 6000	200～700 ℓ/10a	収穫21日前まで	3回以内	散布	3回以内		
なし	黒星病 赤星病	6000～ 8000							
ぶどう	うどんこ病 黒とう病、さび病	4000～ 6000							
かんきつ	そうか病	2000		収穫30日前まで	2回以内			3回以内	2回以内
あんず	灰星病			収穫7日前まで					
もも	黒星病			4000	展葉期～硬核期			3回以内	3回以内
うめ		収穫45日前まで							
だいち	紫斑病	24	800ml/10a	収穫30日前まで	2回以内	無人ヘリコプターによる散布	2回以内		
		48	1.6 ℓ/10a						
		3000	100～300 ℓ/10a						
すいか	うどんこ病	2000	100～300 ℓ/10a	収穫前日まで	4回以内	散布	4回以内		
メロン									
茶	炭疽病	2000～ 4000	200～400 ℓ/10a	摘採14日前まで	2回以内		2回以内		

## 【効果・薬害等の注意】

- 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 本剤を希釈する際は、タンク又は桶に水を入れ、攪拌しながら徐々に薬剤を投入すること。
- 散布液調製後はできるだけ速やかに散布すること。
- なしの赤梨系(長十郎、幸水)に使用する場合、誤って高濃度で散布すると葉に薬害を生じる恐れがあるので、所定範囲内の使用を厳守すること。
- 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- 本剤を無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
  - ◆ 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ◆ 散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ◆ 散布中薬液の漏れのないように、機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ◆ 散布薬液の飛散によって他の動植物及び諸物件に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意すること。
- 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

## 【安全使用上の注意】

- ❖ 誤飲、誤食などのないよう注意すること。
- ❖ 本剤は眼に対して刺激性があるので、眼に入らないよう注意すること。  
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- ❖ 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。  
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。  
作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- ❖ かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。
- ❖ 魚毒性等：使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきる。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
- ❖ 保管：直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。